

## 『市支配人制度について』

安井誠一郎 [著]

1954年/A5判/48頁/図書番号 0AZ-1167

---

本書は、初代東京都知事・安井誠一郎が、1953年アメリカ視察の際、「市支配人制度が非常な勢いで各都市に採用されつつある」ことを知り、その資料や知見を整理したものである。

序には、日本では「みな一律に1つの機構や形態で運営するように規定」されているが、アメリカでは「住民の希望によって」、「憲章の形で規定せられている」。日本も「現在の画一的な一本の形を改変して」しかるべきだと思われるが、「市支配人制度はその場合少なくとも町村中小都市の運営形態として、1つの示唆を与えるもの」とある。

まえがきでは、アメリカの自治体機構を、①市長・市会制、②委員会制、③市会・支配人制の3つの型に大別し、さらに市長・市会制を「弱市長制」と「強市長制」に分けて解説する。弱市長制の歴史は最も古いが、都市行政が複雑化し、素人の集合体である市会の手に負えなくなり、市長に行政権を集中強化した強市長制が登場した。市長・市会制は強弱とともに、立法権を議会、行政権を市長に属せしめて相互牽制の原則を強調したため、行政能率が阻害される。

市長・市会制の下での市政の腐敗・無能を改革するため、テキサス州ガルヴェ斯顿市で委員会制が導入され、広がった。少数の公選委員で構成する委員会が立法機能を果たすとともに、各委員が行政部局の長として行政権を行使する。簡素・能率的な一方、セクショナリズムの弊害が生じた。これに代わる制度として登場したのが市支配人制である。

バージニア州スタウントン市は、州憲法の定めにより委員会制を導入できなかった。そこで、必要な吏員を任命する市会の権限で専門家を招聘して市の事務主任＝ジェネラル・マネージャーとし、従来の市長の権限を与えた。市支配人制の嚆矢である。その市支配人を「委員会制」の下に置く案をニューヨーク州ロックポート市が作成したが、州議会で容認されず実現しなかった。しかし、1913年、サウスカロライナ州・サムター市で住民投票の結果、ロックポート案型市支配人制が実現した。その後、オハイオ州デイトン市の制度がその評価を高め、各地で採用が進んだ。デイトン市では、任期4年、5名の議員の市会が市支配人・市会書記・人事委員を任命、予算・条例・規則を議決し、市支配人は法務・土木・公安・財政・民政の5部長の任免権をもち、執行部を統率する。

市会・市支配人制は1949年末までに米国の914市が採用、採用後46市が廃止した。採用は人口5~10万人の市が最も多く、50万人以上は1市に過ぎない。仕組みを以下に示す。①市会は条例規則の制定・政策決定・予算議決・起債決定・市支配人選任の権限を有し、議員数は5~9名と市長・市会制に比べて少ない。②市長は形式上の代表者で、議員の互選ないし直接選挙による。置かない市もある。③市支配人は市会に選任され、法律・条例の実施、部局長・職員の任免、予算編成など、行政事務の指揮権を持つ。

その特徴については、執行権が統一され行政能率が向上する反面、市政の良否が市支配人の資質にかかり、実務に精通する市支配人に市会が意見を入れにくくなる、と指摘している。

附録として「市支配人倫理綱領」「市支配人の選任について」「国際市支配人協会について」が収録されている。

(中嶋いづみ・市政専門図書館企画調査室主幹)